

著作物を活用したビジネス教育

— 地域ブランド価値向上を目指した著作権の管理と活用で、地域と連携した商業教育の実践 —

東京都立葛飾商業高等学校 主任教諭 会津拓也

I はじめに

ご当地キャラクターが日常的な話題となり、誰もが簡単にインターネットを利用して作品を発表できる現代において、著作権は、わが国のビジネス活動にとって、ますます重要な存在となっている。

高等学校の商業教育についても、その重要性は高まっている。学習指導要領では、知的財産について次のように記されている。「商標権、意匠権、著作権の概要とビジネスにおける活用の意義および目的について理解させる。また、知的財産の保護の重要性について、偽ブランドや、偽キャラクター商品が知的財産権の侵害に関する具体的な事例の考察を通して理解させる。」(学習指導要領：商業より)

これまで著作権については、商業科に限らず、さまざまな教科の学習でも取り上げられている。その中で商業教育では、どのように扱うべきなのか考えてみたい。私の考える商業教育で学ぶべき著作権教育とは、使用者の権利を保護することだけでなく、使用許諾を得て、それを二次著作物として、実際にビジネスに活用するしくみを理解することであるとする。

そのためには、著作者が誰か調査し、実際に許諾を申請してみる取り組みに加え、商品開発に著作権を活用したり、地域社会に直接出向き管理と活用について、交渉する経験をさせたいと考え今回の取り組みを行った。

II 教育活動の視点

本校は、東京都の商業高校であり、より実践的なビジネス教育を通して、ビジネスに関する知識や技能を学ぶことが求められている。しかしながら、費用の面、指導体制の面から、実践的なビジネス教育を効果的に行うにはどうしたらよいか課題であり、日々頭を悩ませている。

また葛飾区の特徴は、昔ながらの人情味溢れる町で全国でも有名なことである。それは、葛飾区を舞台として全国に発信されている漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」の両さんや映画「男はつらいよ」の寅さんなど、物語のベースに下町人情があり、人と人の結びつきが強く描かれていることからわかる。

このような商業教育の課題と、地元葛飾の地域特性から、本校で地元根ざした著作物を題材にすることは、効果的なビジネス教育となりうるということがわかった。

○本校で著作権教育を行うメリット

- 1 知的財産の活用に費用があまりかからない
- 2 使用許諾など、実践的な学びが容易である
- 3 成果が、目に見えるかたちに見える

- 4 地域に全国的に認知されている著作物が多くある
- 5 地域社会と直接コミュニケーションがとれる

III 指導計画

- 1 著作権の基礎的な知識の習得・10時間程度
以下の教材を利用し、基礎知識の習得を目指した。
(1) 5分でできる著作権教育
事例番号 22 ポスター・新聞を作る
事例番号 25 外部の誰かに取材を行う
事例番号 30 著作物を参考に発展した作品を作る
事例番号 31 著作物を利用した作品を作る
事例番号 32 オリジナルの作品を作る
事例番号 33 著作権とは何かを知る
事例番号 34 著作権と産業財産権の違いを知る
事例番号 35 著作者に許諾をとる方法を知る
事例番号 39 著作権の集中管理の事例を知る
(2) 著作権に関する教育の実践事例の過去の事例
- 2 現状分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・3時間
- 3 調査活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・7時間
- 4 商品開発・・・・・・・・・・・・・・・・・・10時間
著作物を活用して地域ブランド価値向上を目指す
- 5 著作物使用許諾申請・・・・・・・・・・5時間
著作権契約書作成支援システムの活用
- 6 地域社会へ提案活動・・・・・・・・・・5時間

IV 実践内容

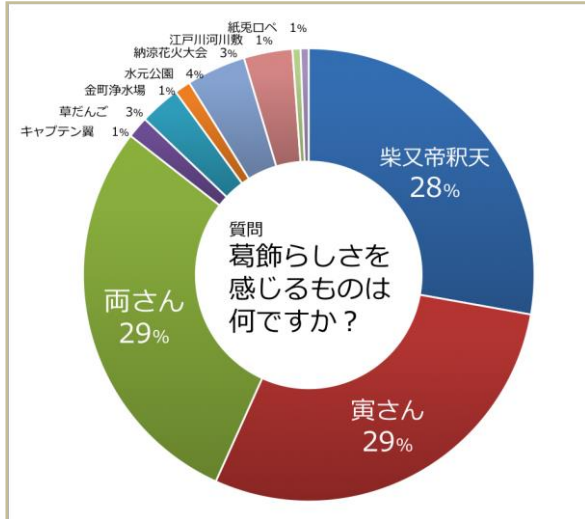
- 1 著作権の基礎的な知識の習得
週3時間の授業のうち1時間を解説にあてた。
使用教材は、すべて著作権情報センターの教材を参考にした。
- 2 現状分析 | 地域の特性を知る
本校生徒たちが暮らす葛飾のブランドイメージについて、葛飾区、葛飾の高校生、葛飾の地域ブランド、それぞれ現状分析をおこなった。

事例：現状分析 葛飾の高校生について

- (1) 実施日 12月18日(水)
- (2) 方法 質問紙法
- (3) 対象 葛飾商業高校生徒225名
(男性120名 女性105名)

アンケート調査結果 | 一部抜粋

質問 | 葛飾にゆかりのあるものについて葛飾らしさを感じるものを3つ選んでください。



高校生が対象なため、生徒たちが立てた仮説では、漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」の登場人物である両さんの支持が圧倒的だと予想していた。しかし実際は、寅さんに根強い支持があることがわかった。

観光地以上に寅さんと両さんで回答の58%、柴又帝釈天を映画のロケ地と考えると、87%が映画や漫画など著作物にちなんだものを、「葛飾らしさ」と感じていることがわかった。

このような現状分析から、葛飾ブランドとしての著作物の活用について学ぶきっかけとなった。

3 調査活動

取材先として、葛飾の知的財産とかかわりがある4つの事業所で取材活動を行った。

[取材先]

- (1) 葛飾伝統工芸士伊勢形紙：
伝統工芸（意匠権、商標権、著作権）
- (2) 葛飾町工場物語：
認定製品と紹介マンガ（著作権）
- (3) 柴又寅さん記念館：映画（著作権）
- (4) 葛飾観光フィルムコミッション：映画（著作権）

取材を終えて、例えば葛飾観光フィルムコミッションが、著作物の管理窓口ではないことを知り、まちで愛されているキャラクターの使用を、まちが直接手を出しにくい環境であることがわかった。

このように直接地域で取材活動を行うことで、著作物について、実際のビジネスの現場で、どのように活用が図られているのか、理解を深めることができた。

4 商品開発 | 葛飾しあわせな紙袋

－ 著作物を活用して地域ブランド価値向上を目指す －
4月に葛飾伝統工芸士へ取材し、葛飾にある知的財産を利用した新しい商品ができないか検討した。特に、実

際に伊勢形紙の魅力にふれ、伊勢形紙を利用して紙袋を開発することになった。ブランドをもっとも表現しているのが、購入者に配布される紙袋であり、その紙袋を手に入れることで、客はさらにブランドに対しての満足感を得ている。葛飾を訪れるお客様に、「葛飾＝しあわせなまち」を認識していただけるような付加価値の高い紙袋を提供することができないか考えた。

その中で葛飾らしいデザインとして考えたのが、著作物である寅さんを利用することである。

5 著作物使用許諾申請

[許諾申請の取り組みその1]

著作物を活用する

葛飾しあわせな紙袋の開発

寅さんを紙袋で使用したいと考え、どのような形であれば、著作物の活用許諾が得られるのか、ケースとして、6パターンを提案書にまとめ、松竹株式会社メディア事業部国内版權映画「男はつらいよ」担当様あてに、7月3日に書類を提出させていただいた。そして回答が得られた。

提案とその回答について

(1) 提案名 | 葛飾おみやげ用紙袋での使用

(2) 提案内容

- ① 商品を入れるための紙袋として配布
- ② 紙袋の形状は紙袋を使用
- ③ デザインされたシールを張り付ける
- ④ おもに校内での販売実習と
- ⑤ 寅さん記念館での販売実習で使用

(3) 使用されるケース

ケース1 寅さんをシルエットで表現する場合

ケース2 自作イラストを使用する場合

ケース3 映画のポスターを使用する場合

ケース4 キャラクタープロフィールで使用する場合

ケース5 漢字の一部を使用する場合

ケース6 シナリオの一部を使用する場合

この提案のなかで、条件付きで認めていただいたのが、映画のセリフである。その理由について、本来は脚本を書いた山田洋次さんの著作物として、認めることはできないが、特別の配慮で許諾するというものであった。

許諾理由①引用という形で拡大解釈する

許諾理由②地元葛飾の高校生であるため

許諾理由③「男はつらいよ」のストーリーを高校生のみなさんに知ってもらいたい

許諾理由④400枚の配布で少量であること

許諾理由⑤他にもすばらしいセリフがあるので触れてほしい。

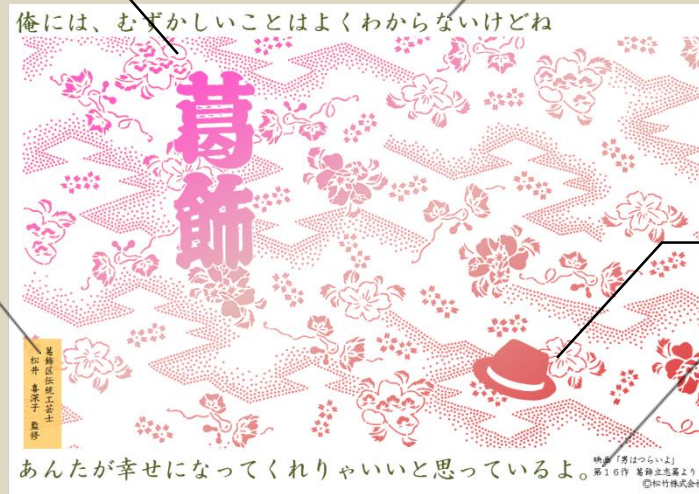
この提案から生まれた新たな課題が、著作権におけるパロディと引用の扱いであった。パロディについては、ケース2：自作のイラストを使用するなかで、寅さんをモチーフにしたイラストを描いたケースと、ケース4：高校生のイラストを寅さんの孫という設定

[完成したデザイン]

松井さんデザインの文字

セリフを引用

松井さん監修



旅立ちを演出

著作権者の表示

で、プロフィールに掲載したいと提案したものは、すべてパロディにあたりと指摘された。

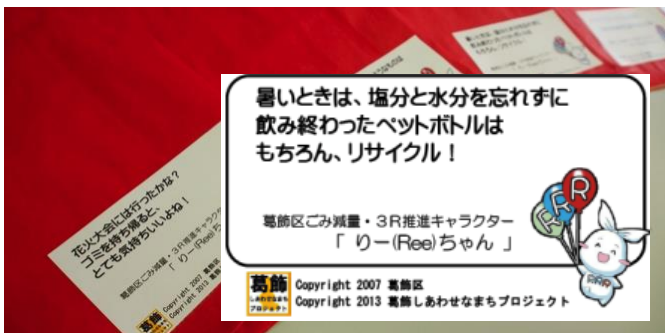
また、パロディは国内では判断がしづらく、商品化する上で実際のビジネスの現場でも慎重になるというお話を伺い、著作権について学ぶ上であらたな課題をいただくことができた。

引用については、ケース6のシナリオの一部を使用する場合で、一部条件付きで認めていただいた。ここで、引用についてもあらかじめ学習した知識が実際の現場でどのように行われているか学べる教材となった。

でブランド価値がさらに高まるのではないかと考え、葛飾区に使用許諾の申請を行うことにした。

使用形態として、「葛飾しあわせな紙袋」の裏面にシールの形で使用することとしました。シールには、生徒が考えた3R推進に関連したメッセージを盛り込んだ。シールに盛り込むメッセージは、50種類程度考えた。

[葛飾区キャラクター使用した裏面のデザイン]



新たな発想の商品開発

採用候補を8種類になったところで、葛飾伝統工芸士の松井喜深子様様に監修していただき、デザインのアドバイスを受けて、4つに絞った。そして松井さんが手描きでデザインした「葛飾」の文字を使用させていただけることになり、ラベルに、葛飾伝統工芸士松井喜深子さん監修という、ロゴを入れさせていただきました。これは、より付加価値をつけるための、ブランド戦略として有効な手段である。

さらに、紙袋の開発にコストをかけない方法として、リユースされた紙袋にデザインされたシールを貼ることで解決を図った。さらに、裏面に葛飾区のごみ減量・3R推進キャラクター「りー(Ree)ちゃん」を使用すること

6 地域社会へ提案活動

7月24日(木)葛飾区役所環境部リサイクル清掃課の中嶋優介様に提案させていただいた。正式な申請書を作成した上で、実際に作成した「葛飾しあわせな紙袋」も見ていただき、何点か改善点も指摘していただいた。

[葛飾区でのプレゼンテーション]



この提案のメリットについて以下にまとめる。

- (1) 生徒の活動にとってのメリット (WIN)
リユース品を使い、コストをかけずにブランド商品を開発できる
- (2) 葛飾区にとってのメリット (WIN)
「りー(Ree)ちゃん」を使用することで、葛飾区のごみ減量・3R推進できる
- (3) 消費者にとってのメリット (WIN)
葛飾区のごみを減らせし、葛飾のデザインの入った紙袋を手に入れられる
まさにWIN・WIN・WINの取り組みである。

これは、価格ではなく、価値を高めるブランド戦略であることがわかり、実践的なビジネス教育となった。その後も、キャラクターイメージにそぐわないものは避けることなど、指摘を受けながら改善を図った。

たった一言の言い回しにもこだわる著作権者の姿勢は、著作物を保有・管理している葛飾区が、大切に育てようとしていることを学ぶことができた。

8月14日（木）葛飾区環境部長の濱中輝様より、正式に許諾が承認された。葛飾区のキャラクター、葛飾区の伝統工芸、葛飾区の映画作品と、葛飾にある知的財産を活用することは、葛飾のブランド価値を向上させる力となることを実感できた。

[葛飾区より正式に許諾]



[許諾申請の取り組みその2] 著作物を管理する オリジナルキャラクターをプロデュース 著作物を保有・管理する実践

葛飾商業高等学校が学校見学に来た中学生にクリアフォルダを渡すことになり、葛飾しあわせなまちプロジェクトとしてプロデュースした。

デザインの仕上げを、イラストレーターで、本校卒業生の川村真利奈さんに依頼した。なぜ、仕上げをプロに依頼したかということ、生徒たちが考えたキャラクターがその場限りの表現だけで終わるものではなく、著作物として継続的に活用してもらえるものを目指すためには、プロのテクニックが必要だと考えたからである。

[葛飾商業高校オリジナルキャラクター]



(1) オリジナルキャラクターの誕生

葛飾商業高校について、SWOT分析を行い、そのなかで、高校から新しい科目の勉強を頑張れる [強み] と、制服がかわいい、レスリング部があるという

[機会] をキャラクター作成のヒントにし、2つのキャラクターを作成した。

(2) 著作物の使用契約の締結

川村さんが創作した著作物を二次的著作物として、葛飾しあわせなまちプロジェクトが保有・管理し、継続的に活用していきたいと考え、著作権者である川村さんと書面で契約を交わすことにしました。

そこで、文化庁の著作権契約書作成支援システムを活用して、実際に契約書を作成した。著作権は基本的には、無方式主義なので、契約書がなくても保有はできる。しかし、継続的な利用を想定して、書類を作成し、8月1日ついに正式に契約した。

(3) 著作物の使用契約の締結の意義

生徒のプロジェクトが間に入って契約を行うことで、葛飾商業高校は、川村さん個人と契約しなくても使用できるため、継続的な使用がしやすくなるメリットが生まれた。

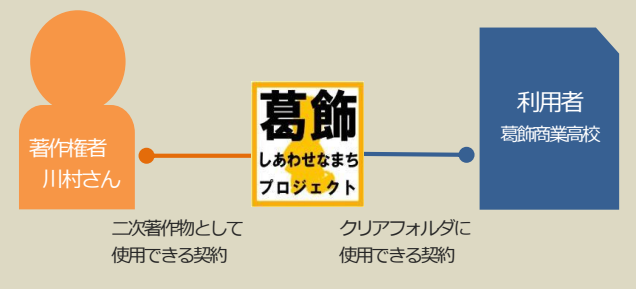
(4) 二次的著作物としての契約

すでに存在する著作物に、新たな創作行為を加えて作成された著作物で、もともなった著作物とは別の著作物として保護される。二次的著作物を利用する人は、二次的著作物の著作権のほか、原著物の著作権の許諾も得なければならない。

(5) 著作権者人格権は川村さんが保有する。

著作権者人格権は、人格的な権利であり、譲渡できないものである。そこで、著作権者人格権についても、契約書に盛り込んだ。

著作権契約のしくみ



[契約の様子]



[著作権契約書作成支援システムを活用した契約書]

契約書	
川村真利奈(以下「甲」という。)と葛飾しあわせなまちプロジェクト(以下「乙」という。)とは、イラスト作成業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。	
第1条 (委託)	乙は、甲に対し、以下のイラスト(以下「本著作物」という。)の作成を委託し、甲はこれを受託した。 (1) テーマ: 葛飾商業高校の校舎と生徒 (2) サイズ: A4縦サイズ8枚
第2条 (納入)	1 甲は乙に対し、本著作物を以下の形式により、平成26年7月30日までに、乙に対して納入する。 ・PNG形式メール添付ファイル 2 乙は、前項の納入を受けた後速やかに納入物を検査し、納入物に瑕疵がある場合や、乙の企画意図に合致しない場合は、その旨甲に通知し、当該通知を受けた甲は、速やかに乙の指示に従った対応をする。 3 納入物の所有権は、対価の完済により乙に移転する。
第3条 (権利の帰属)	本著作物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、対価の完済により乙に移転する。
第4条 (著作者人格権)	1 乙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合(拡大、縮小、色調の変更等も含む。)には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。 2 乙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者の表示をしなければならない。 ・かわむらりな
第5条 (保証)	甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。
第6条 (対価)	乙は、甲に対し、イラスト作成業務及び本著作物の著作権譲渡の対価、その他本契約に基づく一切の対価として、金1,000円(消費税込み)を、平成26年7月30日までに支払う。 <small>報酬・対価に係る消費税や所得税(源泉徴収)については、支払いの相手方や報酬・対価の額等によって取り扱いが異なりますので、必要に応じ税の専門家に相談してください。</small>
本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。	
平成__年__月__日	
甲 住所	
氏名	印
乙 住所	
氏名	印

IX 添付資料

生徒活動報告書

平成26年度東京都生徒商業研究発表大会

第22回全国高等学校生徒商業研究発表大会東京都予選
研究報告書「私たちは、知的財産でどんな夢を見るのか」

※ なお、この活動の様子は、本校生徒による

Facebookページから見ることができます。

[しあわせなまち](#)で検索

VIII 成果と課題

1 成果

(1) ビジネスの立場からの視点

正式に地元の著作物の使用が認められることになった経験から、著作物を使ってはいけない、という発想から、どうしたら著作物が二次著作物として、ビジネスで使用できるのかという発想で考えられるようになった。

そして、知的財産権について理解し、活用することは、ビジネス活動の経営資源となることに結びつけることができた。

(2) 地域のブランド価値を著作物で高める

葛飾区のキャラクター、葛飾区の伝統工芸、葛飾区の映画作品と、葛飾にある知的財産を活用することは、葛飾の価値を向上させる力となることを理解し、著作物の活用方法について学ぶことができた。

2 課題

新たな研究テーマの発見

パロディとして著作物を使用したい場合は、日本では該当するものがなく、今後どのような解釈ができるのか検討課題になっていることを知った。